

有責配偶者の離婚請求

判断の基準に3要件

裁判上の離婚原因として、民法770条1項5号は「その他婚姻を継続し難い重大な理由」を挙げています。この5号の離婚原因は、破綻主義すなわち婚姻が破綻したときには離婚を認めるという立場を表したものと一般に解されています。しかし、婚姻が破綻したといっても、その破綻の原因について責任のある配偶者（有責配偶者）が、自分の方から離婚請求することができるかが問題となります。たとえば、他の女性と不倫関係にある夫から妻に対し、婚姻関係の破綻を理由に離婚請求することが認められるでしょうか。



裁判所は、戦後まもなくのころから、有責配偶者からの離婚請求を自由に認めると非のない相手方配偶者にとってはいわゆる「踏んだり蹴たり」になるとして、有責配偶者からの離婚請求を認めませんでした（最高裁昭和27年2月19日判決）。

その後、最高裁大法廷は判例を変更し、離婚問題にも信義則を適用し、一定の要件のもとに有責配偶者からの離婚請求を認めうると判示しました（最高裁昭和62年9月2日判決）。

この事案は、夫婦間の婚姻関係は破綻し、両者は共同生活を営む意思を欠いたまま35年余りの長期にわたり別居を継続し、年齢も既に70歳に達し、夫は別居にあたって財産の全部を妻に給付していたというものです。これに対し判決は、有責配偶者からされた離婚請求であっても、夫婦の別居が当事者の年齢及び同居期間と対比して相当長期間に及び、夫婦の間に未成熟子がない場合には、相手方配偶者が離婚によって精神的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態におかれる等、離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情のない限り、有責配偶者からの請求であるとの一事をもって許されないとまではできないとの判断を示しました。

そこで、有責配偶者からの離婚請求が訴訟上認容されるかどうかは、①相当長期の別居であること、②未成熟子が存在しないこと、③被告に精神的・社会的・経済的に苛酷な状態が存在しないこと、の三要件をめぐって争われることになりました。

現在までの裁判例の変遷をみると、別居期間の短期化（10年程度まで）の傾向を示していますが、最高裁が示した三要件は維持されており、全面的、無条件的な破綻主義をとることにはなりません。